

## 平塚市人権施策推進会議設置要綱

## (設置)

第1条 市政のあらゆる分野で人権尊重の視点に立った施策を総合的に推進するため、平塚市人権施策推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

## (所掌事務)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 人権施策の基本的な考え方及び取組に関する事項
- (2) 人権施策に関連する事業の実施に関する事項
- (3) その他人権施策に関し必要と認められる事項

## (組織)

第3条 推進会議は、別表に掲げる職の者をもって組織する。

2 会長は人権に関する事務を所管する部長をもって充てる。

## (会議)

第4条 推進会議は、会長が招集し、主宰する。

2 会長に事故があるときは、人権に関する事務を所管する課長がその職務を代理する。

## (意見等の聴取)

第5条 会長は、必要と認めるときは、推進会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

## (庶務)

第6条 推進会議の庶務は、市民部人権・男女共同参画課で処理する。

## (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の設置に関し必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成23年7月27日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成24年4月12日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

## 附 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

別表（第3条関係）

会長	市民部長
委員	災害対策課長
	企画政策課長
	職員課長
	人権・男女共同参画課長
	福祉総務課長
	こども家庭課長
	教育総務課長
	社会教育課長